

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて（第12報）」の解釈について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（以下第12報という。）について、問い合わせの多い事項をまとめましたのでお知らせします。

問1 通常営業している事業所においても、第12報のとおり算定する取扱は可能か。

本通知は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用控えや営業時間短縮、利用者数の制限など臨時的な営業をせざるを得ない事業所への救済措置であり、通常営業している事業所への適用を想定しているものではない。

なお、施設や事業所内の消毒などの経費については別途対応予定。（厚労省より）

問2 第12報の算定方法による報酬請求はいつから可能か。

第12報の通知は、発出日である令和2年6月1日から効力が生じる。また、算定前には介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意を得ることが必要であるため、6月1日以降に利用者から同意を得た時点から算定が可能である。

問3 利用者からの事前の同意には、書面による同意が必要か。

書面による同意が望ましい。